38　債務超過の状態にある子会社に対する貸付金を現物出資し取得した子会社株式を譲渡した場合の譲渡損失は貸倒損失には当たらないとした事例

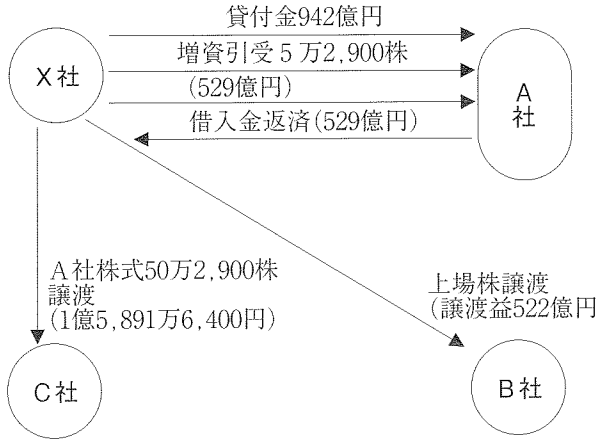
Case

Ｘ社（原告）のグループ会社であるＡ社は不動産業を営んでいたが、多額の債務超過（帳簿価額ベースで約551億円、時価評価額ベースでは約578億円）の状態にあった。

そこでＡ社は増資をすることとなり、Ｘ社は、発行条件１株当たり100万円（1株の額面金額50円）で、その発行総額５万2,900株のすべてを引き受け、総額529億円を払い込んだ。

なお、Ａ社の債務のほとんどはＸ社からの借入金であったので、この増資による払込金の全額をもって、Ｘ社からの借入金を弁済させることとした。

ところで、Ｘ社はオーナー一族が発行済株式の100％を保有する同族会社であるが、この度、オーナー甲の意向により、Ｘ社が



保有する上場株式を兄弟会社であるＢ社に譲渡した。この上場株式には多額の含み益があったため、その譲渡益は522億円に上った。

Ａ社は増資後においても債務超過の状態が解消していなかったので、Ｘ社の友好企業Ｃ社に上記増資後におけるＡ社株式の帳簿価額529億円に相当する50万2,900株を１株当たり316円、合計１億5,891万6,400円で引き取ってもらうこととし、Ｃ社への売却価額１億5,891万6,400円との差額527億4,108万3,600円の売却損の計上により、上場株式の売却益を減殺することとした。

判断のポイント

増資払込金がそのまま貸付金の返還として返還された場合で、この貸付金が貸倒状態にある場合の増資払込金は、株式の取得価額と認められるか

事　実

(1)　前提事実

Ｘ社グループは、Ｘ社、Ａ社及びＢ社をはじめ10社から構成され、これらグループ各社は、すべて創始者である乙によって設立又は買収されたものである。

Ｘ社は、Ａ社に対し平成５年12月時点において、合計約942億円の貸付金（以下「本件貸付金」という。）を有していたが、同月時点でのＡ社の資産状況は、時価評価で約578億円の債務超過であった。

(2)　Ｘ社によるＡ社の新株引受

Ａ社は、平成５年11月30日付けで発行済額面株式（１株の額面金額

1,000円）総数45万株のすべてを無額面株式に転換し、さらに同年12月４日付けでＡ社の発行する無額面株式をすべて額面株式（１株の額面金額50円）に転換した上、額面普通株式５万2,900株（以下「本件株式」という。）の新株発行を行い、Ｘ社は、１株当たり100万円、総額529億円でこれをすべて引き受け、同金額を払い込んだ（以下「本件増資払込み」又は「本件増資払込金」という。）。

Ａ社は、本件増資払込金のうち１株当たり50円、総額264万5,000円を資本金に組み入れ、その余の１株当たり99万9,950円、総額528億9,735万5,000円を資本準備金に組み入れるとともに、本件増資払込金の全額をＸ社への債務の弁済にあてた。

(3)　Ｘ社からＣ社に対するＡ社株式の売却

Ｘ社は、同年12月20日、グループ外のＣ社に対し、Ａ社の額面普通株式50万2,900株を１株当たり316円、合計１億5,891万6,400円で売却した。

(4)　Ｘ社からＢ社に対する上場有価証券の売却

Ｘ社は、平成６年３月18日、Ｘ社の所有する上場有価証券を総額約579億円でＢ社に売却した。

Ｂ社は、同日、Ｘ社に対し、この売却代金のうち２億5,000万円を支払い、また、残金約576億5,000万円を同年９月７日から同月30日にかけて支払った。このうち、後者の支払は、同月７日から30日にかけて、Ｂ社が額面普通株式４万7,596株の新株を発行し、これをＸ社が引き受けて払い込んだ増資払込金571億円余りが原資であった。

(5)　Ｘ社の確定申告

Ｘ社は、Ａ社株式につき上記(2)の取得価額529億円と上記(3)の譲渡価額約１億5,900万円との差額527億4,000万円余りの売却損が発生したとし、これを前提に法人税の確定申告書を提出した。

納税者の主張

法人税法37条6項が規定する寄附金は典型的な借用概念であって、商法上適法かつ正当な本件増資払込みが問題とされる余地はなく、また、本件増資払込みによってX社は払込金額で評価される新株を対価として得たのであって、このことは、商法、法人税法施行令及び企業会計原則が払込みによって取得した株式の取得価額を払い込んだ金額としていることや、法人税基本通達9－1－10の2が赤字子会社に対する増資払込みについても寄附金に当たらないとする取扱いをしていることからも明らかであり、本件増資払込みによって損益は生じ得ないから、本件増資払込金を寄附金と認める余地はない。

また、本件増資払込みは、その直前にX社がA社に対して有していた本件貸付金債権が回収不能となっていたことから、これをA社株式に変換したにすぎず、合理的経済人としてごく当たり前の行為であるから、やはり、本件増資払込金を寄附金と認める余地はない。

本件増資の直前である平成5年12月9日現在、A社の財政状態は、帳簿価額で551億4,977万2,749円、時価評価で577億5,202万1,531円の債務超過であり、このため、X社のA社に対する貸付金の額941億6,214万5,873円のうちの577億5,202万1,531円が回収不能の状況にあり客観的に貸倒れの状態にあった。

そこで、X社は、本件増資払込金としてA社の預金口座に振り込んだ529億円について、これを有価証券勘定に計上するとともに、A社に対する貸付金のうち529億円を回収した旨の会計処理を行い、この結果、有価証券（子会社株式）という資産が529億円増加したが、その反面で、X社が増資直前に有していたA社に対する貸付金941億6,214万5,873円のうちの529億円が減少するという結果が生じた。

国側の主張

法人税法37条６項及び７項が規定する「贈与又は無償の供与」は、税法上の固有の概念であるから、その認定の対象となる取引が民法上の贈与である必要はなく、経済的価値を対価なくほかに移転する行為であって、そのことにつき経済的取引として十分に首肯し得る合理的理由がないものであれば足りるところ、本件増資払込みは、赤字子会社に対する増資払込みであって、債務超過額を減少させるにとどまり、取得する新株の時価に何ら反映されないから、経済的価値を対価なく移転する行為であり、また、Ｘ社が本件増資払込みをしたのは、上場株式売却によって生ずる有価証券売却益を消去するために、その売却益に見合う株式譲渡損を発生させることを目的としたものであり、額面金額かつ発行価額である１株当たり50円を超えて引き受け、払い込むことに経済的取引として十分に首肯し得る合理性は全く認められないから、本件増資払込金のうち、１株当たり50円を超える部分は寄附金に当たる。

債権の貸倒損失が認められるためには、当該債権につき「弁済を受けることができない」と認められることが必要であり、債権者が自らの意思に基づいて恣意的に債権の回収不能状態を作出した場合には、「弁済を受けることができない」とは認められないところ、本件増資当時におけるＡ社の債務超過は、Ｘ社が自らの意思に基づいて作出したものであるため、「弁済を受けることができない」とはいえず、貸倒損失として処理し得ないものである。

また、Ｘ社は、本件増資当時において、本件債権について貸倒損失として処理することが可能であるとは考えておらず、法人税の課税を受けずに上場株式を売却する唯一の方法と考えて、本件一連の行為を選択したというのであるから、これをもって取引当事者にとってごく当たり前の行為ということはできない。

判　断

(1) 時価を超える価額での増資引受けにおいて、その額面金額を超える部分の金額の性格

法人税法37条に定める寄附金の損金不算入の趣旨は、寄附金もまた法人の純資産の減少ではあるが、法人が支出した寄附金の全額が無条件で損金となるものとすると、その寄附金に対応する分だけその法人の納付すべき法人税額が減少し、その寄附金は国において負担したのと同様の結果になることから、これを排除することにあると解される。

そして、寄附金の意義について、法人税法37条6項は、「寄附金、拠出金、見舞金その他『いずれの名義をもってするかを問わず』、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」と規定しており、また、同条7項では「『実質的に』贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」と規定していることからすると、同条6項にいう「贈与又は無償の供与」とは、民法上の贈与である必要はなく、資産又は経済的利益を対価なく他に移転する行為であれば足りるというべきである。

もっとも、ここでの「対価」の有無は、移転された資産又は経済的利益との金額的な評価、価額のみによって決定されるべきものではなく、その取引に経済取引として十分首肯し得る合理的理由がある場合には、実質的にその「対価」はあるというべきである。

そこで、本件事例の増資払込みが、寄附金に該当するかどうかを検討するに、X社は本件増資払込みにより本件株式を取得したことが明らかであるから、本件株式が本件増資払込みの「対価」といえるかどうか、すなわち、A社株式の取得に経済取引として十分に首肯し得る合理的理由があるか否かが問題となる。

ア　X社が取得したA社株式と増資払込みとの金額的な評価

株式は会社財産に対する割合的持分の性質を有しており、株主は会

社の純資産を株式保有割合に応じて間接的に保有するものであるから、増資会社が債務超過の場合に、新株を発行しても増資会社の債務超過額を減少させるにとどまるときは、増資払込金は増資会社の純資産を増加させることにはならず、したがって、新株式の価格は理論上は零円となる。

本件では、増資払込みによっても、債務超過は解消されなかったのであるから、Ｘ社の取得したＡ社株式の理論上の価格も零円というべきである。

この点につき、Ｘ社は、増資払込みにより株式を取得した場合は、商法、法人税法施行令及び企業会計原則上、その取得価額は払い込んだ金額によるとしているから（法令38①一（平成13年度改正後法令119①二））、Ｘ社は本件増資払込みにより払込金額で評価されるべきであると主張する。

しかし、本件増資払込みによる現実の出捐があったとしても、法人税法37条の解釈、適用上、本件増資払込金の中に寄附金に当たる部分がある場合には、当該部分は法人税法上の評価としては「払い込んだ金額」（法令38①一）には当たらないと解される。

また、Ｘ社は、本件においてＡ社がこの増資払込金の全額を資本勘定に組み入れ、Ｘ社は本件増資払込金額の全額を有価証券勘定に計上しているから、本件増資払込みによる損益は発生せず、本件増資払込金はＡ社の益金を構成しない以上、論理必然的にその全額がＡ社株式の取得価額となる。したがって、増資会社において増資払込金とされるものにつき、寄附金に該当するものが含まれていることはありえない旨主張する。

しかし、Ａ社が本件増資払込金の全額を資本勘定に組み入れたことと、Ｘ社にとって損失（寄附金）が発生することとは、何ら矛盾するものではない上、Ｘ社が会計処理上、この増資払込金の全額を有価証

券勘定に計上したからといって、X社の会計処理上の取扱いに法人税法上の法的評価が拘束される理由はない。

さらに、X社は、法人税基本通達9－1－10の2は、「株式（出資を含む。以下法基通9－1－10の2において同じ。）を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払い込みをした場合には、仮に当該発行法人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式については法人税法施行令68条2号ロ（非上場有価証券及び企業支配株式の評価損の計上ができる場合）に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。」と定めており、税務上も増資会社が債務超過である場合の増資払込みについては寄附金には当たらないとする取扱いである旨主張する。

しかし、本件右〔上記〕通達は、親会社が赤字の子会社に対して増資払込みをすることについては、企業支配、経営支援等の必要性からその事情においてやむを得ない場合があると考えられることなどから、親会社が債務超過の子会社の増資を引き受け、時価を超える払込みをした場合に、そのような増資払込みにも経済的合理性が認められ、時価と払込金額との差額を企業支配の対価ととらえることができる場合があることを前提として規定されたものと解され、増資会社が債務超過である場合の増資払込みはおよそすべて寄附金となり得ないことを明らかにしたものではないというべきである。

したがって、経済取引として十分に首肯し得る合理的理由がある場合はともかく、そうでない以上、本件右通達を理由に直ちにX社の増資払込みが寄附金に当たらないということではない。

イ　X社の増資払込みの経済取引としての合理的理由の有無

(ア)　Ｘ社の増資払込みの背景

①　Ｘ社の実質的経営者甲は平成５年11月当時、Ｘ社株式とＤ社株式を所有していたが、グループ会社である両社の経営権を確保する上でその株式を第三者に売却することができなかったため、膨大な相続税債務を返済する原資として、多額の含み益があるＸ社所有の上場株式を売却し、グループ企業全体として、右債務の返済資金を捻出する方法を考えた。

②　そこで、甲は、その具体的方法として、同人の所有するＸ社株式とＤ社株式を、両社以外のグループ会社であって甲がその発行株式済株式の90％を保有するＢ社に売却し、Ｂ社は、その代金の弁済に換えて甲の債務の弁済を引き受け、Ｘ社は、その所有する上場株式をＢ社に売却し、Ｂ社は、それを市場で売却して甲から引き受けた債務の弁済資金にあてるという方法を考えた。ただし、甲のＢ社に対する株式の売却に対する課税は、同人に新たな債務を負担させることとなるので、できるだけその額を少なくする必要があり、そのためには甲において相続税加算（相続によって取得した財産を相続税の申告期限の翌日以後２年を経過する日までに譲渡した場合に、譲渡所得の金額の計算上その譲渡した資産に係る相続税額を取得費に加算することを認めた平成６年法律第22号による改正前の租税特別措置法39条１項）の適用を受けることのできる平成６年１月18日までに右売却を行うことが必要であった。

③　Ｘ社のＢ社に対する上場株式の売却は、時価を下回るとＸ社のＢ社に対する寄附金の問題が生じるので、時価で行う必要があったが、右株式の時価は高額であったため、Ｂ社が仮に自己資金で賄うこととすると、右〔上記〕株式を市場で売却してもＸ社への株式購入代金の支払にあてることは困難であった。そこで、Ｂ社における上場株式購入資金をＸ社からの増資払込みという形式をとることによっ

て、結果的にB社は自己資金を費消することなしに上場株式を取得し、それを市場で売却して甲の債務弁済資金に充てることとした。なお、右〔上記〕増資払込みに当たり、X社はE社ほかから借入れをした。

④　このような方法で予想される売却益に見合う売却損を発生させるには、相当高額な払込みをする必要があったが、X社はA社に対し巨額の貸付金を有していたため、一時的に銀行から増資資金の融資を受け、それをA社に払い込んだ後、直ちにA社からその額に見合う貸付金の返済を受けて銀行に返済すれば、実質的な資金負担なしに払込資金を賄うことができた。また、これにより売却損が発生すれば、X社株式の1株当たりの純資産価額は下落し、甲の所有するX社株式の売却価額を安く設定することができた。

⑤　もっとも、右〔上記〕上場株式の売却益が発生するとX社株式の価額は上昇するから、X社株式の売却価額を安く設定するためには、まず貸付金の減少と売却損を発生させて価額を下げ、その価額で甲がX社株式を売却し、その後に上場株式の売却益を発生させる必要があった。そのため、X社からC社へのA社株式の売却が平成5年12月20日に行われ、翌6年1月11日の甲からB社へのX社株式の売却を経て、同年3月18日にX社からB社への上場株式の売却が行われた。

(イ)　合理的理由の有無の判断

上記(ア)の事実によれば、X社のA社への増資払込みは、後にX社のB社への上場株式の売却によって生じる有価証券売却益に見合う株式譲渡損を発生させ、上場株式の売却益に対する法人税の課税を回避することを目的としたものであることは明らかであり、X社がA社株式を額面金額である50円を超える額で引き受けて払い込んだことに、経済取引としての合理性は認められないというべきである。

(2)　債務超過会社に対する増資引受けが事実上、当該債務超過会社に対する貸付金の株式への転換である場合、実質的に当該貸付金に係る債務免除であるとして貸倒損失と取り扱われる可能性

本件増資払込金は、払い込まれた直後である平成５年12月10日から15日にかけて、本件貸付金の返済としてＡ社からＸ社に返い戻されていることが認められ、右〔上記〕本件増資払込みとそれに引き続く本件貸付金の処理とを全体的にみれば、実質的には、Ｘ社がＡ社に対して本件貸付金のうち本件増資払込金のうち１株50円を超える部分に相当する額を債務免除したものと考える余地もないではない。

この場合、法人の有する貸金等について貸倒れが発生した場合には、その貸倒れによる損失の額は、法人税法22条３項３号に規定する損失の額に含まれ、損金の額に算入される（貸倒損失）と解されていることから、本件増資払込みとそれに引き続く本件貸付金の処理が、実質的に債務免除による貸倒損失に当たるか否かが問題となる（なお、貸倒損失には、①会社更生法等の法的負債整理等による債権の切捨てや債権放棄により、その貸金等そのものが法律上消滅し、貸金等の資産価値が消滅した場合及び②法律上債権が存在するが、その全額が回収不能となり、貸金等の資産価値が事実上消滅した場合の二つの態様があるが、本件の場合は、右〔上記〕①と実質的に同視することができるか否かが問題となる。）。

一般に、債務免除による貸倒損失として損金算入が認められるためには、①債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる債権について、②確定的に債権放棄をすることが必要と解される。

本来、債務免除は無償の経済的利益の供与として寄附金に当たるものであり、貸倒損失として損金の額に算入されるのはその例外というべきであるから、上記①及び②の要件が満たされなければ、Ｘ社のＡ

社への増資払込みとそれに続く貸付金の処理についても、貸倒損失として損金に算入することのできる債務免除と実質的に同視することができるとして、経済取引として十分に首肯し得る合理的理由があると認めることはできないというべきである。

(3)　X社のA社への貸付金の回収可能性

ア　貸金等の「弁済を受けることができない場合」と認定されるのに必要な事実

貸金等の「弁済を受けることができない場合」とは、単に債務者の債務超過の状態が相当期間継続したことのみをもって回収不能の要件として十分であるとはせず、債務者の債務超過の状態が相当期間継続していることによって、他から融資を受ける見込みもなく到底再起の見通しが立たず、事業を閉鎖あるいは廃止して休業するに至るなど、回収不能が客観的に確認できることが要求されているというべきである（法基通9－6－1）。なぜなら、このように解さないと、債権者が実際に回収不能になっている部分を超えて、恣意的に債務免除額を設定することにより、自己の都合によって債務免除の時期及び内容を決定し、その結果、法人税法23条2項の禁止する債権の評価損を認めたのと同様の結果を認めることになるからである。

イ　本件におけるA社の状況

①　本件増資の直前期（平成5年3月期）におけるA社の債務超過額は約287億円で、本件増資払込金約529億円をはるかに下回る状況にあった。

②　平成6年3月期中において、A社は、事業を閉鎖あるいは廃止して休業した事実はない。

③　平成6年3月期中において、X社以外の債権者がA社に対して債務免除をした事実はない上、かえってF銀行は、本件増資後にA社に対し約13億円の貸付けを行い、A社は、平成7年2月22日、F銀行にその全額を弁済している。

ウ　Ａ社への貸付金の回収可能性に対する判断

前述のイの事実からすると、Ｘ社のＡ社への貸付金に対しての回収不能が客観的に確認できるとは到底いえない。

そうすると、Ｘ社のＡ社への増資払込みとそれに続く貸付金の処理は、貸倒損失として損金に算入することができる債務免除と実質的に同視することはできないというべきである。

解　説

デッド・エクイティ・スワップの税務上の取扱い

平成18年度の税制改正において、デッド・エクイティ・スワップ（いわゆるDES）により自己宛債権（本件では、Ａ社におけるＸ社からの借入金）の現物出資を受けた場合、債務者である法人（本件ではＡ社）の増加する資本金等の額は、その券面額ではなく税務上の時価となることが明確化されました（法法59）。

本件におけるＡ社は、増資後においても債務超過の状態が解消していませんので、「判断」にも述べられているとおり、「増資会社が債務超過の場合に、新株を発行しても増資会社の債務超過額を減少させるにとどまるときは、増資払込金は増資会社の純資産を増加させることにはならず、新株式の価格（時価）は、理論上は零円」と解されますので、Ｘ社の事実上のＡ社に対する貸付金の現物出資額529億円の全額がＡ社において受贈益（債務消滅益）として益金に計上されることとなります。

そして、Ｘ社においては、法人税基本通達９－４－２（子会社等を再建する場合の無利息貸付け等）の適用がない以上、本件増資により取得するＡ社株式の帳簿価額は、増資時の時価である零円となり、この増資により見合いに減少するＡ社への貸付金529億円の全額が寄附金として取り扱われることになります。

なお、本件の事実関係からすれば、Ａ社の債務超過については、

判断(3)イに述べられているように人為的なものが含まれていると推測され、「回収不能が客観的に確認できる」ものではありませんので、税務上、貸倒損失と同視できる債権放棄と認められる余地はないことになります。

税務・会計上の取扱い

〔事例における会計及び税務処理〕

(1)　増資引受時

(会社仕訳)

借　方	貸　方
子会社株式（B/S） 52,900,000,000円	現預金（B/S） 52,900,000,000円

(税務処理)

借　方	貸　方
寄附金（P/L） 52,897,355,000円	子会社株式（B/S） 52,897,355,000円

※損益は生じませんが、別段の定めにより寄附金の損金不算入額を計算しなければなりません。

(注)上記処理は、税務上、時価を超える部分の増資払込金を寄附金としたことによるものです。

(参考)

借　方	貸　方
子会社株式（B/S）2,645,000円 寄附金（P/L） 52,897,355,000円	現預金（B/S） 52,900,000,000円

※50円（額面金額）×52,900株＝2,645,000円

(2)　貸付金の返済時

（会社仕訳）

借　　方	貸　　方
預貯金（B/S） 52,900,000,000円	子会社貸付金（B/S） 52,900,000,000円

（税務処理）

なし

(3)　Ｂ社への上場株式売却時

（会社仕訳）

借　　方	貸　　方
現預金（B/S） 57,900,000,000円	有価証券（B/S） 5,700,000,000円 有価証券売却益（P/L） 52,200,000,000円

（税務処理）

なし

(4)　Ｃ社へのＡ社株式売却時

（会社仕訳）

借　　方	貸　　方
現預金（B/S）　158,916,400円 子会社株式売却損(P/L) 52,741,083,600円	子会社株式(B/S) 52,900,000,000円

（税務処理）

借　　方	貸　　方
子会社株式（B/S） 52,881,914,236円	子会社株式売却益(P/L) 52,881,914,236円

（参考）

借　方	貸　方
現預金（B/S）　158,916,400円	子会社株式（B/S） 18,085,764円 子会社株式売却益(P/L) 140,830,636円

※A社子会社株式の譲渡原価は、増資株式の取得価額を額面50円として算出。

〔平成18年以降の増資時のA社の処理〕

（会社仕訳）

借　方	貸　方
借入金（B/S） 52,900,000,000円	資本金（B/S）　2,645,000円 資本準備金(P/L) 52,897,355,000円

（税務処理）

借　方	貸　方
資本金等（B/S） 52,897,355,000	受贈益（P/L） 52,897,355,000

参考となる裁決・判例

【判　例】

最判平14・10・15税資252・9213（上告審）

名古屋高金沢支判平14・5・15税資252・9121（控訴審）

福井地判平13・1・17訟月48・6・1560（第一審）